

開発行為の軽微な変更の届出（2部提出）

省令第28条の4の規定に該当する軽微な変更を行った場合は、次のものを提出してください。

（添付図書については申請時以前6ヶ月以内のもの）

- ・開発許可事項変更届出書
- ・委任状（申請手続等を代理者が行う場合に添付）
- ・位置図
- ・案内図
- ・当初の許可申請書の添付図書のうち、変更前と変更後のもの

開発許可事項変更届出書

年 月 日

様

届出者 住所

氏名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発許可に係る事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 許可番号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

なお、設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。